

地域自治組織導入の背景	法改正等の背景	地域自治組織の概要		備考	
<p>2市町間における確認事項 『風連町と名寄市は、合併により地域の自治が失われたり、さびれたりしない仕組み・制度を取り入れ、双方の資源を有効に活用することを基本的な考え方として「双方に地域自治組織を設け、その制度はそれぞれが選択するものとする」を確認し、合併協議に入ったこと』</p> <p>選択する自治組織 『風連町は合併特例法による合併特例区』</p> <p>『名寄市は地方自治法による地域自治区』</p>	<p>改正特例法 「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第58号、平成16年5月28日公布）」により、『合併特例区に関する事項について定められたこと』</p> <p>改正自治法 「地方自治法の一部を改正する法律（平成16年法律第57号、公布日は改正特例法と同日）」により、『地域自治区に関する事項について定められたこと』</p>	風連町の選択する制度の概要	名寄市の選択する制度の概要		
		設置	合併特例区	地域自治区	
		区域	合併協議で期間・区域、規約を定め設置（特別地方公共団体）合併日に成立	新市の条例でその区域を分けて定め区域毎に設置	
		設置根拠	〔改正特例法で定める規約〕 名称、区域、設置期間〔5年以内〕、処理する事務、管理する施設の名称及び所在地、事務所の位置、区の長の任期、協議会の構成員の選任・解任及び任期、協議会正副会長の選任・解任の方法、協議会の組織・運営に関すること	〔改正自治法で規定する条例〕 下記事項のとおり 設置期間の制限はない	
		事務所	必置	事務所を置くものとし、事務所の位置、名称・所管区域は、条例で定める	
		長等	被選挙権を有する者の中から新市長が選任（任期2年以内、新市助役と兼職可、新市の事務所長との兼職可） 特別職として特例区を代表し、事務を総理 条例・規約に違反しない範囲で規則を制定	一般職員（事務吏員）を充てる	
		協議会	合併特例区協議会	地域協議会	
		構成員	区域内に住所を有し、被選挙権を有する者の中から新市長が規約の定める方法で選任	区域内に住所を有する者の中から新市長が選任	
		構成員の任期	規約で定める期間（2年以内）	条例の定める期間（4年以内）	
		報酬	報酬を支給しないことが可能	原則無報酬	
		正副会長	置く	置く	
		正副選任方法	選任及び解任は規約で定める	選任及び解任の方法は条例で定める	
		正副の任期	構成員と同	構成員と同	
		正副の任務	会長は特例区協議会の事務を掌理し協議会を代表	会長は地域協議会の事務を掌理し協議会を代表（自治法）、副会長は職務代理	
		区の権能	特例区の権能 規約で定める事務処理 法・政省令定めるものは除かれる 新市に処理義務の課せられ、処理権能の認められている事務は処理できない 議会・行政委員会は設置されない		
		協議会の権限	合併特例区が処理する事務及び地域振興施策、区域に係る新市の事務について、新市の長その他の機関若しくは特例区の長からの諮問事項、必要事項について審議し意見を述べる 区域に係る重要事項の決定・変更の際は協議会意見を聴く 上記 に関し、新市は適切な措置を講ずる	自治区事務所が所掌する事務、自治区区域に係る事務、区域内住民との連携強化に関し、新市の長その他の機関からの諮問事項、必要事項について審議し意見を述べる 区域に係る重要事項の決定・変更の際は協議会意見を聴く 上記 に関し、新市は適切な措置を講ずる	
		その他	特例区の職員は新市職員のうちから新市長の同意を得て特例区の長が命じる 規則で特例区の休日定める 長は特例区予算、補正予算、一定期間内の暫定予算を作成する 予算は特例区協議会の同意、新市長の承認を要する 長期借入金・債券発行不可 会計事務は特例区の長が行う〔指定金融機関を指定も可〕 決算は新市の監査の審査・意見を受け特例区協議会が認定 新市における予算措置(財源) 規約で公の施設設置、規則で施設管理 特例区の解散は、設置期間の満了、新市の境界変更・廃置分合のあった時 (住居表示) 特例区の名称を冠する		
		自治組織制度概要	風連町の考え方	名寄市の考え方	
		設置期間及び区域	合併の日から5年間 風連町区域	期間を定めない 名寄市内小学校単位（7箇所）	
		協議会の構成及び区の長	住民組織代表・公の団体代表により構成する 特別職（新市の助役）	区域町内会等代表 一般職員	
事務所及び行う事務	規約で定められた合併特例区の手務を処理（現在の風連町役場に置く） 考えられる主な事務現風連町の政策（単費） 例；コミュニティ関係施設管理、都市交流、住民との協働事業、NPO、文化財、郷土芸能など、地域特性を有している事業、また、特化して行うことが地域発展に期すと思われるもの	地域協議会の手務を処理（智恵文は現在の支所に、外は現在の市役所に置く）			
予算編成	新市により措置された予算をもとに独自予算を編成（特例区協議会同意、新市長承認が要）				

自治確立への方向性、将来の姿

風連町が選択した合併特例区の5か年は、緩やかな合併及び一体化までの不一致課題の整理、自治法自治区への移行準備期間として位置づけ、第3次の総合計画完了年次(平成22年度)までの地域課題の解決、現有の行財政改革推進計画の掲げている住民関係組織の再編及び統廃合、委託化など効率的な行政執行等に精力的に取り組む。

名寄市が選択した自治法自治区は、自治的住民組織の構築、住民活動高揚、参画と協働を基本としたまちづくりを推進することを掲げ、新市において条例で定めることとしている。特に、新市の総合計画では、住民参画による住民自治のありかた、住民と行政との協働(パートナーシップ)について、策定段階から参画と協働を主軸として着手し、合併協議で確認されている「自治基本条例(仮称)」を制定するものとする。

また、自治区を中心とした「住民自治の推進」「参画と協働社会の構築」に向け、地域(特例区)協議会の果たす役割は大きい。当面は、名寄区域7箇所での自治区の設置、自治区の運営及び諸活動を推進し、6年後以降互いの自治区の特性を活かし、文字どおり住民が主役の「新市の自治確立」を目指すこととする。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律について

(1) 合併特例区制度等の創設

合併に際して、合併関係市町村の協議により、1又は2以上の旧市町村単位に法人格を有する区（合併特例区）を一定期間（5年以下）設置できる制度を創設する。

区長、合併特例区協議会を置く（公選としない）。

課税権、起債権はなし。

住所の表示にはその名称を冠する。

法人格は有しないが、区長を置くことができる「地域自治区」の特例も創設。

(2) 経過措置

平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについて、現行の合併特例法の規定を適用する。

(3) 一部事務組合等の特例の拡充

市町村の合併に伴う一部事務組合等に関する手続の簡素化等の特例措置を講じる。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律の概要

1 合併特例区

合併後の一定期間（５年以下）、１又は２以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位として、特別地方公共団体である合併特例区（法人格を有する。）を設けることができる。

(1) 設置手続

合併関係市町村の協議で規約を定め、設置を申請する。

(2) 合併特例区は、以下の事務のうち、規約で定めるものを処理する。

合併関係市町村において処理されていた事務であって一定期間合併特例区で処理することがその事務の効果的な処理に資するもの。

その他合併特例区が処理することが特に必要な事務

【例 示】

地域の公の施設の管理(集会所、コミュニティセンター等)、地域振興イベント、コミュニティバスの運行、地域に根ざした財産の管理(里山、ブナ林等)

(3) 合併特例区の長は、合併市町村の長が選任する特別職とする。また、合併市町村の助役又は支所・出張所長若しくは指定都市の区の事務所・出張所長を兼ねることができる。

(4) 合併特例区協議会

構成員は、合併特例区内に住所を有する合併市町村の議会議員の被選挙権を有する者のうちから、規約に定める方法により合併市町村の長が選任。

権限

ア 予算等の重要事項を定めるときは、合併特例区協議会の同意が必要。

イ 規約で定める合併特例区の区域に係る重要事項を実施しようとする場合は、合併特例区協議会の意見を聴かななければならない。

ウ 合併特例区協議会は、地域振興等合併特例区の区域に係る事務に関し、合併市町村の長その他の機関に意見を述べるることができる。

(5) 合併特例区は、住所の表示に合併特例区の名称を冠する。

2 地域自治区の特例

合併に際して、１又は２以上の合併関係市町村単位で地域自治区を設ける場合には、合併関係市町村の協議で設置を決定。

特別職の区長を置くことができる（市町村長が選任）。

住所の表示に地域自治区の名称を冠する。

3 特定合併市町村の特例

特定合併市町村（平成11年7月16日から平成17年3月31日までに市町村の合併を行った市町村）は、その議会の議決を経て定款を定めることにより、一定期間（5年以下）1又は2以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位として合併特例区を設けることができる。

4 現行合併特例法の経過措置

平成17年3月31日までに市町村の合併が行われることを要件としている現行法附則を改め、平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併を行ったものについては、現行合併特例法の規定を適用することとする。

5 一部事務組合等の特例の拡充

一部事務組合等の構成市町村間の合併で、事実上構成団体の変更がない場合において、市町村の合併後規約が変更されるまでの間（最大6月）、合併市町村及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合等とみなす等の特例措置を講じ、市町村の合併に伴う一部事務組合等に関する手続の事務負担の軽減を図る。

6 施行期日

1、2、3は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日。4は公布の日。5は公布の日から60日経過後の市町村合併について適用。

地方自治法の一部を改正する法律について

(1) 住民自治の強化等を目的とする「地域自治区」の創設

住民自治の強化等を推進する観点から市町村内の一定の区域を単位とする「地域自治区」を市町村の判断により設置することができることとする。

(法人格は有しない。)

地域協議会・・・地域の意見を取りまとめ行政に反映

区の事務所・・・市町村の事務を分掌

合併に際して、1又は2以上の旧市町村単位で設けられる地域自治区には、区長を置くことができ、住所の表示にはその名称を冠する。

(2) 都道府県の自主的合併手続等の整備

都道府県合併

(現 行) 特別の法律の制定が必要

(改正後) 都道府県の合併について、都道府県議会の議決を経た申請に基づき、内閣が国会の承認を経て決定する手続きを追加する。

都道府県の境界にわたる市町村の新設合併

(現 行) 特別の法律の制定が必要

(改正後) 編入合併と同様、関係市町村及び都道府県の議会の議決を経た申請に基づき、総務大臣が決定する手続きを整備する。

地方自治法の一部を改正する法律の概要

1 住民自治の強化等を目的とする「地域自治区」の創設

(1) 地域自治区とは、地域の住民の意見を行政に反映させるとともに行政と住民との連携の強化を目的として、市町村の判断により設けられる区域であり、その区域の住民のうちから選任された者によって構成される地域協議会及び市町村の事務を分掌させるための事務所を置くもの。

(2) 市町村が、条例で、その区域を分けて地域自治区を設ける。

(3) 地域協議会

構成員は、地域自治区の区域の住民のうちから市町村長が選任する。

権限

ア 地域自治区の区域に係る重要事項は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。

イ アのほか、市町村の事務で地域自治区の区域に係るもの等について、市町村の長その他の機関に意見を述べる。

2 都道府県の自主的合併手続等の整備

(1) 都道府県の自主的合併手続

都道府県の合併について、地方自治法第6条第1項の規定に加えて、関係都道府県の発意により行うことができるよう規定を整備する。

関係都道府県の申請（総務大臣経由）に基づき、内閣が決定する。

関係都道府県は、申請に際して、それぞれ議会の議決を経ることとする。

内閣は、この決定を行う際に国会の承認を得ることとする。

合併の処分は、総務大臣が行う告示により効力を生じることとする。

(2) 都道府県の境界にわたる市町村の新設合併手続

都道府県の境界にわたる市町村の新設合併を関係地方公共団体の発意により行うことができるよう規定を整備する。

関係市町村及び都道府県の申請に基づき、総務大臣が市町村の新設合併を定める。この場合、総務大臣は、申請に基づき、新設市町村の属すべき都道府県を定め、これに伴い都道府県の境界も変更することとする。

関係市町村及び都道府県は、申請に際して、それぞれ議会の議決を経ることとする。

新設合併の処分は、総務大臣が行う告示により効力を生じることとする。

3 条例による事務処理特例の拡充

市町村長は、議会の議決を経て、都道府県知事に対し、その権限に属する事務の一部を処理することができるよう要請することができることとする。

都道府県知事は、この要請があったときは速やかに市町村長と協議を行わなければならないこととする。

4 収入役制度の改正

条例で収入役を置かないこととできる特例を政令で定める市（人口10万未満の市を想定）まで拡大する。

5 議会の定例会の招集回数の自由化

議会の定例会について、回数に制限なく、毎年、条例で定める回数招集することができることとする。

6 財務会計制度の改正

(1) 支出命令の簡素化

政令で定めるところにより一定の経費(公共料金のような債務の確定が容易に確認できる経費を想定)については、支出命令を簡素化し、例えば毎月行っていた支出命令等が年度ごとに一括して行えるよう措置する。

(2) 長期継続契約の対象範囲の拡大

長期継続契約ができる対象に、これまでの電気・ガス・水の供給を受ける契約、電気通信役務の提供を受ける契約、不動産を借りる契約に加え、政令で定める契約（OA機器のリース契約等を想定）を追加する。

7 施行期日

2は平成17年4月1日。その他は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日。

自治組織検討委員会の設置について

風連町が検討する
自治組織設置案

名寄市が検討する
自治組織設置案

第1回自治組織検討委員会

8月16日 13:30～
名寄市民文化センター

原案作成

住民説明会

8月23日～

住民意見

第2回自治組織検討委員会

自治組織案作成

新市建設計画小委員会
/ 基本項目等検討小委員会

合併協議会